

5. 学事暦の多様化等に関する現状

4月以外の入学を認めている大学・学部の例①

<ポイント>

4月以外の時期に入学者を10人以上受け入れている7大学・11学部（選抜区分ベースで28件※1）について、募集要項等のネット上の公表資料を基に調べた（※2）ところ、以下のとおり。

- 出願時期は通常のコ合型選抜と同じく入学前年の9月～入学年の3月が多い（22件）が、一部に入学年の6月まで募集している例（6件）もみられる。
- 選抜時期は入学前年の10月～入学年の3月が多い（16件）、入学年の4月～7月に行われている例（12件）もみられる。
- 個別学力検査を実施している大学や大学入学共通テストを活用している例は見られない（合格後に受験を促している例あり）。
- 入学前期間の活用（いわゆるギャップターム）については、募集要項に記載がない大学が殆ど（23件）であるが、合宿を実施する例（1件）や個人研究の報告書等を求める例（5件）もみられる。

大学名	学部	選抜区分	出願時期	試験日程	試験科目（※3）	入学前の教育	入学時期	募集人員	合格者数
横浜国立大学	都市科学部	YCCS(YOKOHAMA Creative-City Studies)プログラム	12～1月	2月中旬	面接、課題	募集要項に記載なし	10月	12	—
国際教養大学	国際教養学部	ギャップイヤー入試	10～11月	11月	・面接 ・英語小論文	・英語力の向上、幅広い学問分野に対する探究心の涵養等のために3日間の合宿を実施（2月中旬） ・課題やテーマを設定させ、ギャップイヤー活動の義務付け ・大学入学共通テストやTOEFLの受験を促す	9月	5	—
慶應義塾大学	経済学部	PEARL (Programme in Economics for Alliances, Research and Leadership) プログラム	10～11月 12～1月 2～4月	—	書類選考（SAT等、英語民間資格・検定試験、エッセイ等）	募集要項に記載なし	9月	—	191

4月以外の入学を認めている大学・学部②

大学名	学部	選抜区分	出願時期	試験日程	試験科目（※3）	入学前の教育	入学時期	募集人員	合格者数
慶應義塾大学	総合政策学部	夏AO 秋AO 春AO	8月上旬 10月中旬 6月上旬	10月上旬 12月中旬 7月中旬	・書類選考（SAT等、活動報告、志望動機、自己アピール等） ・面接	個人研究の報告書を求める等の方法で入学前の自学自習を促す	9月	125	—
慶應義塾大学	総合政策学部	冬AO	12月～2月	—	・書類選考（活動報告、英語での自己アピール動画等）	個人研究の報告書を求める等の方法で入学前の自学自習を促す	9月	25	—
慶應義塾大学	環境情報学部	夏AO 秋AO 春AO	8月上旬 10月中旬 6月上旬	10月上旬 12月中旬 7月中旬	・書類選考（SAT等、活動報告、志望動機、自己アピール等） ・面接	個人研究の報告書を求める等の方法で入学前の自学自習を促す	9月	125	—
慶應義塾大学	環境情報学部	冬AO	12月～2月	—	・書類選考（活動報告、英語での自己アピール動画等）	個人研究の報告書を求める等の方法で入学前の自学自習を促す	9月	25	—
上智大学	国際教養学部	書類選考	11～12月 3～4月	—	書類選考（SAT等、英語民間資格・検定試験、エッセイ等）	募集要項に記載なし	9月	82	—
早稲田大学	政治経済学部	English-based Degree Program Admissions	2月	4月（面接がある場合）	・書類選考（エッセイ等） ・場合により面接	募集要項に記載なし	9月	—	202
早稲田大学	国際教養学部	AO September	1月 2月	4月、5月（面接がある場合）	・書類選考（SAT等、英語民間資格・検定試験、エッセイ等） ・場合により面接	募集要項に記載なし	9月	150	—

4月以外の入学を認めている大学・学部③

大学名	学部	選抜区分	出願時期	試験日程	試験科目（※3）	入学前の教育	入学時期	募集人員	合格者数
立命館大学	国際関係学部	AO英語基準入学試験	12～1月 2～3月	3月、5月 (面接がある場合)	・書類選考（英語民間資格・検定試験、エッセイ等） ・場合により面接	募集要項に記載なし	9月	28	—
立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋学部	ロジカル・フラー・チャート入試	5月	6～7月	・筆記試験 ・面接	募集要項に記載なし	9月	4	—
立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋学部	活動実績アピール入試	11月 3月 6月	12月 4月 7月	・書類選考（英語民間資格・検定試験、エッセイ等） ・面接	募集要項に記載なし	9月	6	—
立命館アジア太平洋大学	国際経営学部	ロジカル・フラー・チャート入試	5月	6～7月	・筆記試験 ・面接	募集要項に記載なし	9月	2	—
立命館アジア太平洋大学	国際経営学部	活動実績アピール入試	11月 3月 6月	12月 4月 7月	・書類選考（英語民間資格・検定試験、エッセイ等） ・面接	募集要項に記載なし	9月	4	—

※1 帰国子女、社会人、留学生を除く。一つの選抜区分の中に、出願時期と試験日程が複数ある場合は、それらを独立した区分として計上。

※2 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況」を基に、4月以外の入学者数で「その他」（帰国子女、社会人、留学生以外）に10人以上計上している大学・学部について、公表資料を基に作成。

※3 SATは米国の学力試験。各国ごとに類似の試験があるが、本表ではそれらの代表としてSATのみを示している（大学入学共通テストを試験科目として求めている選抜区分は見られなかった）

○平成19年6月 教育再生会議第二次報告

- ・ 若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、大学等における9月入学を大幅に促進すること、
- ・ 日本版ギャップイヤーとして、入学を決定した学生に9月からの入学を認めボランティア活動等の多様な体験活動を行う猶予期間を与える、または4月に入学した学生に9月までの間に多様な体験活動を行わせるような取組を可能とすること、等について提言
⇒ 12月 学校教育法施行規則の改正 ※ **4月以外の入学（秋入学）が可能に**

○平成25年5月 教育再生実行会議第三次提言

- ・ 若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、秋入学やクォーター制など国際化に対応した学事暦の柔軟化を図ること、
- ・ 秋入学など学事暦の柔軟化に伴うギャップターム等を活用した留学や海外での体験活動を含む、日本人学生の短期・長期の海外留学に対する支援を強化すること、等について提言
⇒ 9月 「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」の設置

○平成26年5月 「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」意見のまとめ

- ・ 秋入学等の取組が進展しない理由として挙げられたのは以下。
 - ① 学生が何のために学ぶのかという動機づけが不足
 - ② 留学、長期インターンシップ等の「学外学習プログラム」の機会が少ない
 - ③ 高校卒業後の空白期間中の受け皿の不足、家計負担の増、就職等の時期と合わないこと
- ・ 上記①～③の課題に対応するため、大学等が主体的に関与し、入学前や入学直後などの多様な時期に、留学・長期インターンシップ・ボランティア等の国内外における多様な活動を提供する「大学プログラム型」ギャップイヤーの推進を提言。

学年の始期・終期について

- 大学の学年の始期や終期については、法令上、小学校から高等学校までと異なり、4月1日から翌年の3月31日までと決まっておらず、学長が定めることとされている。

≪学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）≫（抄）

第163条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

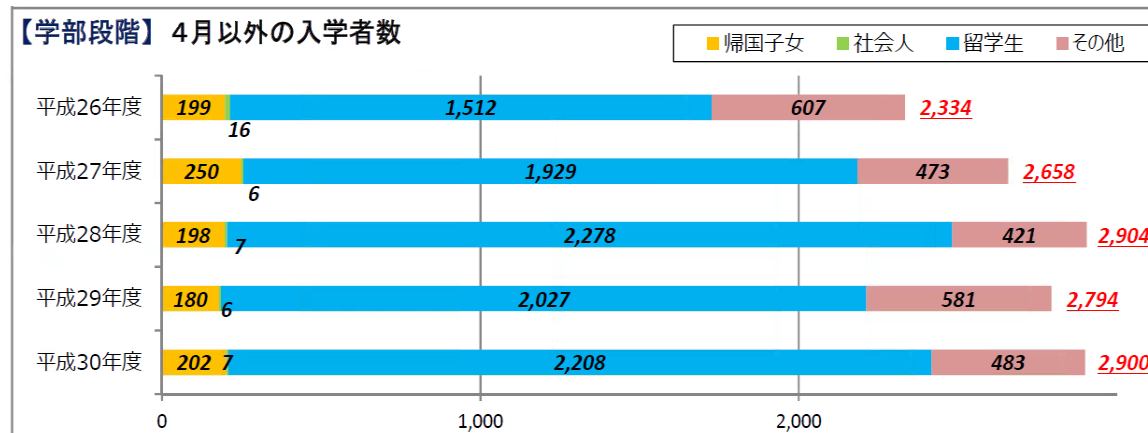
2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

- 4月以外の時期に入学者を受け入れている大学

・学部段階：266校（782校中、約34%）、研究科段階：325校（636校中、約51%）

- 4月以外の入学者数

- ・学部段階：2,900人（帰国子女：202人、社会人：7人、留学生：2,208人、その他：483人）
学部入学者の0.45%
- ・研究科段階：8,374人（帰国子女：9人、社会人：1,288人、留学生：6,392人、その他：685人）
大学院入学者の9.4%



(※)通信制の学部・研究科、放送大学を除く。

(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

(出典) 平成30年度大学における教育内容等の改革状況について

ギャップタームの現状と取組事例

【ギャップターム等を実施している大学】

- 大学全体において、学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を実施している大学
42大学（5.5%）平成28年度 → 54大学（7.1%）平成30年度

出典：大学における教育内容等の改革状況について

【各大学における取組事例】

大学名	主な内容
小樽商科大学 ※	<ul style="list-style-type: none">・平成30年に<u>ギャップイヤープログラムを導入</u>。平成31年度入試の合格者のうち若干名を、令和元年8月から12月までの間ハワイ大学に派遣。派遣された学生は、令和2年4月に小樽商科大学へ入学。→ 中間評価ではギャップイヤーを実現するためのカリキュラム改革や教職協働体制の整備等が評価。
新潟大学 ※	<ul style="list-style-type: none">・平成29年度に<u>全学的にクォーター制を導入</u>。・あわせて、全学の初年次学生を対象として、第2ターム期間（6月～8月頃）を活用し、留学入門プログラムや語学研修プログラムなど多様な学外学修プログラムを授業科目として展開。→ 中間評価ではプログラム開発の進展に加え、支援終了後の自走に向けた全学的なサポート体制が評価。
国際教養大学	<ul style="list-style-type: none">・様々な活動を通じて、本学で学ぶグローバルな知識・思考能力をより能動的・具体的に身につけることを志向する人材を発掘する手段として<u>ギャップイヤー入試を平成20年度から導入</u>。・合格した場合、9月入学となり、入学前の4月～8月の間にインターンシップやボランティア研修など様々な活動を行う。

※ 大学教育再生加速プログラム 「高大接続改革推進事業」に採択された取組

授業期間について

- 各大学が1年間で行う授業の期間は、35週にわたることを原則とし、各授業科目は10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることが出来る場合は異なる期間を設定することが可能。

(例： 週複数回授業の実施)

- ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
- 例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

≪大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）≫（抄）

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

学期制の例

2学期制（セメスター制）



3学期制



4学期制（クォーター制）



35週（1年間）

学期制の採用状況



○その他の例

- ・ 通年制
- ・ 学則上は2学期制だが、学期分割して授業科目を配置している
- ・ 夏季休業、春季休業期間に特別学期を設けている
- ・ 5学期制、6学期制
- 等

(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

【出典】平成29年度大学における教育内容等の改革状況について

○ 修業年限は、原則として、学部は4年、修士課程は2年、博士課程は5年と定められているが、学生が優秀な成績で修得したと認める場合には以下の特例が認められている。

● 卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、修業年限を、学部段階は3年、修士課程は1年、博士課程は3年に短縮可能

・ 早期卒業・修了制度を導入している大学は、
学部段階では161校（約22%）、研究科段階では261校（約63%）

・ 早期卒業した学生数は、
学部段階は394人（約0.07%）、修士課程段階は641人（約0.9%）、博士課程段階は545人（約3.5%）

※平成30年度「大学における教育内容等の改革状況について」より

《学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）》（抄）

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

※ 大学院は修業年限を法定しておらず、大学院設置基準において標準修業年限や特例を規定

6. その他大学関係制度

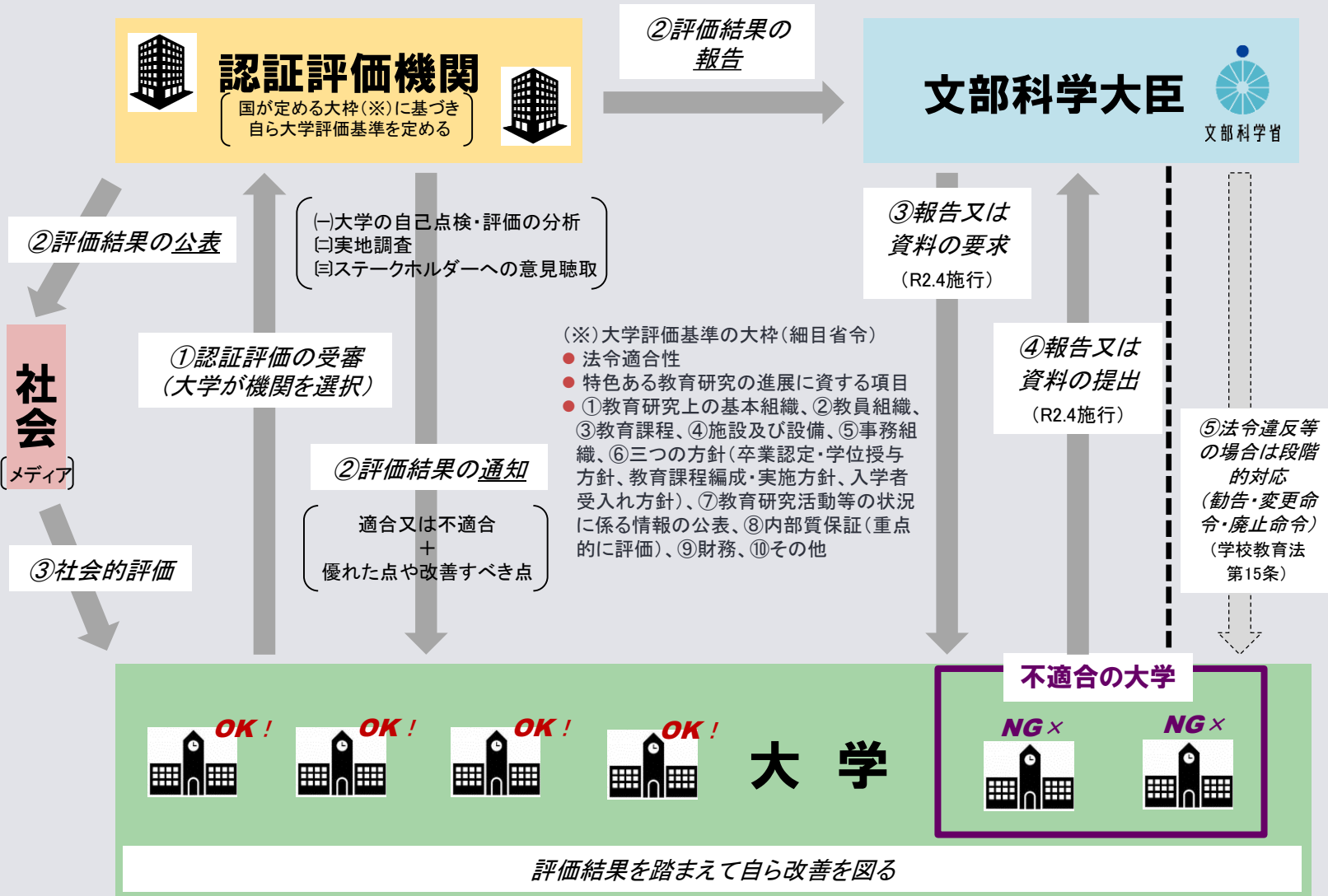
認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、
第3サイクル目



評価の種類

- 機関別評価: 大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価: 専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

近年の主な改善事項

～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善(三つの方針、内部質保証を評価対象として追加)
- 認証評価機関に設置履行状況等調査(AC)との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R.2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

(参考) 認証評価制度の改善について①

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)
(平成28年3月18日)



省令改正

(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**(※)に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組(内部質保証)に関する事。 ← **重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

(留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待)

- 評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)
- 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む)
- 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む) など

(参考) 認証評価制度の改善について②

認証評価は受審が義務化されているにもかかわらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

＜具体的な方策＞ 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合していると認められなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において、必要な見直しを引き続き検討する。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

● 大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】（当時）

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。
（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

● 教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

● 各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること
- 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））
- 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

● 情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものについては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
- 二～四 （略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ （略）
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ （略）

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担軽減。

→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

全国各地の知と人材の集約拠点である国立大学が「社会変革の原動力」として地域や世界を牽引

改革の
方向性



取組・成果に応じた手厚い支援と厳格な評価を徹底することにより第4期に向けた改革を着実に実施
コロナ禍を踏まえた「新たな日常」に向けた教育研究・大学経営や学生の学び方に挑戦する取組を支援

Society5.0に向けた人材育成の推進

数理・データサイエンス・AI教育の全国展開 **10億円** (対前年度同額)

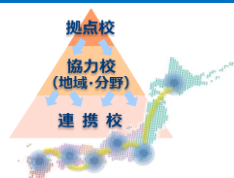
- ▶ 6拠点大学、30協力大学を中心に、文系理系を問わない全学的な数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速

第4期を見据えた教育研究組織整備 **8億円** (新規・拡充分)

- ▶ 地域の教育研究拠点として地方創生に資する教育研究組織の設置や、Society5.0に向けた人材育成に資するための体制構築等

大学院生に対する支援 **126億円** (+16億円増)

- ▶ 大学院生に対する授業料免除の充実 免除対象人数：2.4万人 (+0.3万人)



改革インセンティブの向上

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- ▶ マネジメント改革を推進するとともに、教育・研究の更なる質の向上を図るため、基幹経費において、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分を実施
- ▶ 令和3年度においては、1,000億円を対象として、配分率80%~120%で配分を実施

【参考】

年度	配分割合 (配分対象経費)	変動幅 (配分率)
令和元年度	700億円	90%~110%
令和2年度	850億円	85%~115%
令和3年度	1,000億円	80%~120%

※ このほか「各大学の評価指標に基づく再配分」を実施 (令和3年度：約200億円)

研究力向上改革の推進

共同利用・共同研究拠点の強化 **69億円** (▲0.1億円) 【令和2年度第3次補正予算額：2億円】

- ▶ コロナ禍に対応する国内外のネットワーク構築等、共同利用・共同研究拠点の強化を通じて、我が国の研究力を向上 ※このほか最先端研究基盤の整備等：3億円

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進 **206億円** (対前年度同額)

【令和2年度第3次補正予算額：100億円】

- ▶ 「次世代学術研究プラットフォーム」として研究・教育のDXを支える基盤となるSINETの強化等 ※このほか最先端研究基盤の整備等：125億円



教育研究の基盤整備

教育研究基盤設備の整備 **39億円** (+30億円増)

【令和2年度第3次補正予算額：100億円】

- ▶ 地域の中核としての連携強化を通じた大学機能強化、感染症対策や防災・災害対応等に必要設備整備



経営改革構想の実現の加速

国立大学経営改革促進事業 **48億円** (+1億円増)

※ 国立大学改革強化推進補助金

- ▶ 地方の中核大学として地域イノベーションを創出
- ▶ 世界最高水準の教育研究の展開に向けた経営改革の実現
- ▶ コロナ禍を踏まえた「新たな日常」に向けた大学経営等に挑戦する取組の支援



※ 「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する授業料等減免」については、令和3年度も引き続き実施

※ 用地一括購入長期借入金債務償還経費 (令和2年度までの経費) の減：▲44億円

国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について

仕組みの概要

各国立大学法人におけるマネジメント面での改革を一層推進するとともに、教育・研究の更なる質の向上を図る観点から、基幹経費において、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分を行う

令和3年度予算における評価・資源配分のイメージ

- ◆ 令和3年度予算においては、以下の指標などにより配分を実施（配分対象経費：1,000億円 配分率：80%～120%）
- ◆ 令和2年度に引き続き、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標を令和3年度配分においても適用

基幹経費

配分指標（例）

- 教育に関する指標
卒業・修了者の就職・進学等の状況、博士号授与の状況 など
- 研究に関する指標
常勤教員当たり科研費獲得額・件数 など
- マネジメントに関する指標
人事給与マネジメント改革、会計マネジメント改革
施設マネジメント改革の状況 など

成果を中心とする
実績状況に
基づく配分

配分率：80%～120%

1,000億円

私立大学等経常費補助の概要

令和3年度予算額 2,975億円
(前年度予算額 2,977億円)



事業内容

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、新型コロナウイルス感染症の拡大以降も、効果的で質の高い教育に取り組む私立大学等を支援。また、数理・データサイエンス・AI教育や地域貢献に資する私立大学等の他、新型コロナウイルス感染症等の拡大に対応した教育研究等に係る取組みを実施する私立大学等に対する支援を強化。

一般補助 2,756億円 (2,743億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を強化し、メリハリある資金配分による教育の質の向上をさらに促進する。

特別補助 219億円 (234億円)

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ 私立大学等改革総合支援事業 110億円 (114億円) ※一般補助及び特別補助の内数

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円(新規) ※特別補助の内数

AI戦略等の実現に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムを踏まえた教材等の開発や全国への普及展開に資する私立大学等を支援。

○ 新型コロナウイルス感染症等の拡大に対応した教育研究等に係る取組み支援 11億円(新規) ※特別補助の内数

コロナ禍を踏まえた「新たな日常」に向けた教育研究・大学経営や学生の学び方に挑戦する取組みを支援

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した困窮学生に対する授業料減免支援については令和3年度も引き続き実施

<参考>

- 高等教育の修学支援新制度の対象者の授業料減免分として、別途1,892億円を措置。
- 被災私立大学等復興特別補助 4億円(5億円)〈復興特別会計〉
東日本大震災により被災した福島県内の大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

※括弧内は令和2年度予算額。
単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。



事業概要

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム（イメージ）

※特別補助交付額：タイプ1, 3, 4は1校当たり1,000万円程度、タイプ2は2,500万円程度を想定（各選定校数等により変動。このほか、一般補助における増額措置。）

タイプ1 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」 105校程度

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、新たな時代を生きる学生に対する教育機能の強化を促進
- 入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ3 「地域社会への貢献」 170校程度（20～40グループ含む）

- 地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援（20～40グループ）

タイプ2 「特色ある高度な研究の展開」 40校程度

- 社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進

タイプ4 「社会実装の推進」 80校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援